

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のシンボルマーク使用取扱要領

平成19年7月12日制定
平成20年4月 1日改正
平成21年4月 1日改正
平成23年4月 1日改正
平成25年4月 1日改正
平成26年4月 1日改正
平成28年9月13日改正
平成30年7月 4日改正
令和 3年6月 1日改正
令和 4年6月 1日改正

(目的)

第1条 この要領は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進することにより同資産の保護（保存、活用）を目指すことを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 シンボルマークは本遺産の普及啓発、広報、理解促進に関する諸活動に使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては使用を認めない。

- (1) シンボルマークを商品化する等の営利を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (3) 法令、規則等に違反するもの
- (4) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」シンボルマークのデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に違反するもの

(使用できる者)

第3条 シンボルマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 長崎県が使用することを適当と認めた者

(使用の申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」シンボルマーク使用申請書（様式第1号）（以下「使用申請書」とする。）を長崎県文化振興・世界遺産課（以下「県」とする。）に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項については、使用申請書の提出を必要としない。

- (1) 第3条第1項に定めるものが使用するとき
- (2) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県世界遺産保存活用県民会議（以下「県民会議」とする。）が、広報の目的で使用するとき
- (3) 県民会議の構成員が、会社の広報誌並びに名刺及び名札へ使用するとき
- (4) 報道機関が報道又は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の広報の目的で使用するとき
- (5) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金への寄附者が、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の広報の目的で使用するとき
- (6) 前5項に掲げるもののほか、県が使用申請書の提出を必要としないと認めるとき

（使用の許可）

第5条 県は、前条の申請があった場合、シンボルマークの使用の可否を判断し、使用を許可する場合には、使用許可書（様式第2号）を発行する。

（使用時の取扱い）

第6条 シンボルマークを使用する者（以下「使用者」とする。）は、デザインマニュアルを遵守すること。

（成果物の提出）

第7条 使用者は、成果物（印刷物・写真等）1部を県に提出するものとする。

（使用の責任）

第8条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、県は一切の責任を負わない。

（改善の指示）

第9条 県は、シンボルマークの使用許可後であっても、使用に不都合が生じた場合には改善を指示できるものとし、県の指示に従わない場合は、使用の許可を取り消すことができる。

（疑義等）

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と使用者とが協議して定める。